

## 小児救急医療体制の整備状況について

### 1 小児救急医療を担う医療機関の整備状況 (資料 2—②)

- (1) 小児の第二次救急医療体制については、小児救急医療支援事業<sup>注1</sup>による整備地区が 144 か所、小児救急医療拠点病院運営事業<sup>注2</sup>による整備が 29 か所となっている\*。(平成 19 年 9 月 1 日現在)

(注 1 : 参考資料 3 の 1—②、注 2 : 参考資料 3 の 1—③ 参照)

- (2) 救命救急センターは、小児を含むすべての重篤な救急患者を 24 時間体制で受け入れるものとされており、全国に 214 か所整備されている\*。(平成 21 年 3 月 1 日現在)

### 2 集中治療室 (ICU) 等の整備状況

- (1) 特定集中治療室 (ICU) は全国 670 施設に 5,453 床、新生児特定集中治療室 (NICU) は全国 280 施設に 2,341 床整備されている\*\*。

- (2) 救命救急センターは専用の集中治療室 (ICU) を有するほかに、必要に応じて心臓病専用室 (CCU)、脳卒中専用病室 (SCU) 及び小児救急専門病床 (小児専門集中治療室) 等を設けるものとされており、救命救急センター 204 施設のうち 6 施設に 19 床の小児救急専門病床 (小児専門集中治療室) が整備されている\*。(平成 19 年 12 月 1 日現在) (資料 2—③)

- (3) 小児集中治療室 (以下「PICU」という) については、「小児医療の体制構築に係る指針」\*\*\*の中で、小児の救命救急医療を担う医療機関は、PICU を運営することが望ましいとされている。(資料 2—④)

- (4) 小児専門病院の PICU については、独立した PICU 有り : 15 施設、PICU なし : 11 施設、無回答 : 3 施設であった。PICU を有する 15 施設の病床の内訳は、「術後患者用」が 52 床、「重症・救急患者用」が 85 床、「術後患者用と重症・救急患者用の区分なし」が 23 床で、合計 160 床であった\*\*\*\*。(平成 20 年 3 月 31 日現在) (資料 2—③)

---

\* 厚生労働省医政局指導課調べ

\*\* 平成 17 年医療施設調査 (厚生労働省大臣官房統計情報部)

\*\*\* 厚生労働省医政局指導課長通知「疾病又は事業ごとの医療体制について」(平成 19 年 7 月 20 日)

\*\*\*\* 小児総合医療施設協議会調べ

# 救急医療体系図

救命救急医療(24時間)

救命救急センター(214カ所)

平成21年3月1日現在

入院を要する救急医療(休日・夜間)

- ・病院群輪番制病院(405地区)
- ・共同利用型病院(9カ所)

平成20年3月31日現在

初期救急医療(休日・夜間)

- ・在宅当番医制(641地区)
- ・休日夜間急患センター(516カ所)

平成20年3月31日現在

大人の救急患者

- ・総合周産期母子医療センター(75カ所)※1
- ・地域周産期母子医療センター(237カ所)※2

※1 平成20年8月1日現在  
※2 平成20年11月1日現在  
(未熟児等)

入院を要する小児救急医療(休日・夜間)

- ・小児救急医療支援事業(144地区)
- ・小児救急医療拠点病院(29カ所(63地区))

平成19年9月1日現在

小児初期救急センター  
(平成18年度補正予算により整備)

小児救急に関する電話相談(休日・夜間)

小児救急電話相談事業(45カ所)

平成21年2月1日現在

子どもの救急患者

## 救命救急センターの小児救急専門病床数

厚生労働省医政局指導課調べ  
(平成19年12月1日現在)

施設名	救命救急センター運営病床数	
	総数 床	小児救急専門病床 床
A	36	6
B	30	1
C	42	6
D	32	2
E	31	2
F	30	2
合計 6施設	201床	19床

## 小児専門病院のP I C U病床数

小児総合医療施設協議会調べ  
(平成20年3月31日現在)

P I C U病床の内訳	施設数 数	P I C U病床数	
		術後用 床	重症・ 救急用 床
術後患者用病床のみ有り	3	16	0
重症・救急患者用病床のみ有り	6	0	65
術後患者用病床と重症・救急患者用病床有り	3	36	20
術後患者用と重症・救急患者用病床の 区分なし	3	23	
合計	15	160	
		(52)	(85)

疾病又は事業ごとの医療体制について（抜粋）  
（平成 19 年 7 月 20 日付医政局指導課長通知）

小児医療の体制構築に係る指針

第 2 医療機関とその連携

2 各医療機能と連携

(4) 小児中核病院

三次医療圏において中核的な小児医療を実施する。

(4-1) 高度な小児専門医療を担う機能【高度小児専門医療】

① 目標

- ・ 地域小児医療センターでは対応が困難な患者に対する高度な専門入院医療を実施すること

② 医療機関に求められる事項

- ・ 広範囲の臓器専門医療を含め、地域小児医療センターでは対応が困難な患者に対する高度専門的な診断・検査・治療を実施すること
- ・ 療養・療育支援を担う施設と連携していること
- ・ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

③ 医療機関の例

- ・ 中核病院（改革ビジョン\*に規定されるもの）
- ・ 大学医学部附属病院
- ・ 小児専門病院

(4-2) 小児の救命救急医療を担う機能【小児救命救急医療】

① 目標

- ・ 小児の救命救急医療を 24 時間体制で実施すること

② 医療機関に求められる事項

- ・ 地域小児医療センターからの紹介患者や救急搬送による患者を中心として、重篤な小児患者に対する救急医療を 24 時間 365 日体制で実施すること
- ・ 小児集中治療室（PICU）を運営することが望ましいこと
- ・ 療養・療育支援を担う施設と連携していること
- ・ 家族に対する精神的サポート等の支援を実施すること

③ 医療機関の例

- ・ 救命救急センター
- ・ 小児救急医療拠点病院のうち救命救急医療を提供するもの

---

\* 平成 18 年 6 月の小児科学会理事会中間報告書「小児医療提供体制の改革ビジョン」のを指す